

平成 2 3 年 9 月 1 5 日

教職員各位

学 長
池 田 幸 雄

節電対策について

電気事業法第27条に基づく電気の使用制限措置は、平成23年9月2日(金)をもって終了しました。本学では、経済産業省から示された数値目標を受けて種々の節電対策を実施した結果、使用制限が発動された7月1日からこれまでの間、使用制限の上限値を超えることはありませんでした。皆様のご協力に深く感謝いたします。

しかしながら、使用制限措置終了後も15%の需要抑制を努力目標として残し、無理のない範囲で節電するように要請されていることや本学の目標である温室効果ガス排出量削減を着実に進める必要があること等を踏まえ、当初の計画どおり、夏期の節電対策を9月22日(木)まで継続するとともに、9月23日(金)以降の節電対策を別紙により実施することとしますので、引き続きご協力をお願いします。

国立大学法人茨城大学

財務部契約課長 小 野 智

TEL 029-228-8565

FAX 029-228-8037

E-mail: saono@mx.ibaraki.ac.jp
